

# いずみさの昔と今 第229回

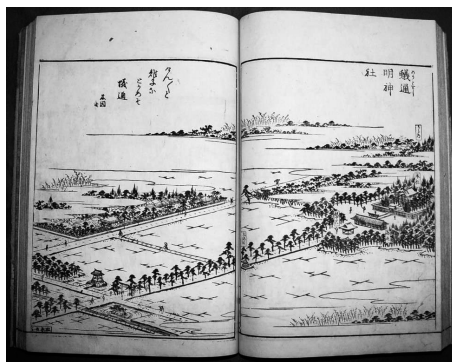
## 「蟻通神社②」

蟻通神社は、正徳2（1289）年書写の「和泉国神名帳」日根郡条には、「従五位上有通社」と社名がみえ、正和5（1316）年に作られた「日根荘日根野村荒野開発絵図」（「日根野村絵図」）には、長瀧庄内に鳥居マークがあり、その下に「穴通」と記されています。長瀧のことを記した「長瀧古記」には、天正5（1577）年の織田信長による根来寺攻めの時に、聖徳太子が建立したと伝えられていた禅興寺とともに焼失しましたが、その後、豊臣秀頼によって再興されたと記されています。しかし、慶長20（1615）年の大坂夏の陣の緒戦である樫井合戦の時に、再度焼失してしまいました。万治3（1660）年に、岸和田藩初代藩主の岡部宣勝（のぶかつ）によって、再興されました。以降、藩主岡部氏の崇敬が篤く、貞享4（1687）年に神田2町を寄進されました。また、第四代藩主長敬（ながたか）、第九代藩主長慎（ながちか）により、神馬図絵馬が奉納され、そ

これらの絵馬は、現在、泉佐野市の指定文化財となっています（長敬奉納の絵馬は、狩野憲信の画）。ちなみに、神馬図絵馬のほかに、蟻通神社が所有する泉佐野市指定文化財として、三十六歌仙図絵馬（\*1）や蟻通奉納百首和歌（\*2）があります。

江戸時代の蟻通神社は、現在地よりも北東の紀州街道（熊野街道）沿いにあり、長瀧より伸びる道を「表馬場」、紀州街道に面した道より伸びる道を「裏馬場」と呼び、境内につながる道として2つの参道がありました。参道には松が左右に並列し、松並木となっていました。寛政8（1796）年に記された和泉国の名所・古跡・神社・仏閣の由来や各地の交通事情を記し、写実的な風景画を多数添えた通俗地誌である「和泉名所図会」や天保8（1837）年当時の長瀧村の様子が描かれた「長瀧村絵図」（「新修泉佐野市史」第13巻絵図・地図編参照）などにも、その松並木が描かれています。

（\*1）…箱蓋裏の墨書銘より、万治3年2月に奉納、竹門良尚親王の書、狩野玉信の画であることがわかります。（\*2）…10首は公家、残りの90首は藩主・僧侶・農民・商人などの人びとによって詠まれた百首の和歌で、「泉州志」の著者である石橋直之によって編集され、正徳2（1712）年に奉納されました。



▶「和泉名所図会」に描かれた蟻通神社

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの  
☎469-7140  
Fax469-7141  
休館日 月曜日  
(祝日の場合は翌日)  
開館時間  
午前9時～午後5時  
(入館は午後4時30分まで)  
入館料 無料

消費生活センターだより

見守りリー→

相談受付  
午前9時～  
午後4時30分

相談はお早めにセンターへ!!

南海線「泉佐野」駅前  
☎469-2240

### この契約 クーリング・オフできますか？

- 「クーリング・オフとは」  
突然の電話勧誘や訪問販売など特定の取引で、よく考える時間もなく契約してしまったとき、法定契約書面を受け取った日から一定期間内であれば、一定条件のもと消費者から一方的に無条件で契約を解除できる制度です。
- 「クーリング・オフできる主な期間と特定取引」
- 8日間
    - ・訪問販売
    - ・電話勧誘販売
    - ・特定継続的役務提供（エステ、家庭教師、学習塾、語学教室、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）
    - ・訪問購入（業者が消費者の自宅などをたずねて、貴金属などの物品の買取を行うもの）
  - 20日間
    - ・連鎖販売取引（マルチ商法）
    - ・業務提供誘引販売取引（内職商法やモニター商法など）
- 「クーリング・オフができない場合」
- 3,000円未満の現金取引
  - 政令で指定された消耗品（健康食品、化粧品、履物など）を使用もしくは消費したとき（事業者が消費させた場合は除く）
  - 自動車販売、自動車リース
  - 電気・ガス・熱供給サービス
  - 葬儀
  - 自分から店に出向いたとき（特定継続的役務は除く）
  - 通信販売
- 「クーリング・オフの手続方法」
- ① ハガキに、契約年月日・契約金額・商品名・販売会社名および担当者名・契約を解除する旨を書く。
  - ② ハガキの両面をコピーしておき、特定記録郵便または簡易書留で期間内に送る。
  - ③ クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも送る。
- ※クーリング・オフは、今回紹介した以外にも契約形態や契約内容により詳細な規定があります。
- ◆ 困ったときは消費生活センターに相談してください。